

きゅうあらいはちろうしょうてんじむしょ  
旧荒井八郎商店事務所

けんしゅや・おおひろまとう・ようかん  
兼主屋・大広間棟・洋館の

保存について

令和5年3月10日

昭和12年に足袋商店の事務所兼居宅として建築された、「旧荒井八郎商店事務所兼主屋・大広間棟・洋館」（旧彩々亭。以下、「旧荒井八郎商店」という。）について、所有者から解体を考えたいとの話があった。

これらの建物は、足袋産業の隆盛を今に示す、本市の代表的な日本遺産構成資産であることから、その保存を最優先に考え、土地・建物等を取得しようとするもの。なお、取得にあたっては、建物等は無償譲渡、土地は鑑定評価額に基づいた金額で購入する。



## 1. 施設の概要

名称	きゅうあらいはちろうしょうてんじむしょけんしゅや・おおひろまとう・ようかん 旧荒井八郎商店事務所兼主屋・大広間棟・洋館【国登録有形文化財、日本遺産構成資産】
所在地	行田市佐間1-11-22
建築年	事務所兼主屋は昭和12年10月20日上棟、他は不明（昭和初期と推定）
構造	①事務所兼主屋 木造瓦葺2階建、②大広間棟 木造瓦葺平屋、③洋館 木造3階建
面積	土地 3,300.02㎡※（旧彩々亭及び駐車場部分） ※測量後に確定 建物 ①事務所兼主屋 213㎡、②大広間棟 100㎡、③洋館 46㎡、合計359㎡
所有者	土地 株式会社チューブオートサービス（東京都東村山市美住町1-15） 建物 中部自動車販売株式会社（東京都東村山市美住町1-15）
その他	平成19年12月5日 国登録有形文化財に登録 平成29年4月28日 日本遺産構成資産に認定

## 2. 保存すべき理由

旧荒井八郎商店は、足袋商人であった荒井八郎氏が、昭和12年に建築した市内最大規模の木造洋風建築で、戦前の行田を代表する歴史的建造物である。以来、昭和40年に競売にかけられるまでの間、事務所兼住宅として使用されていた。

荒井八郎氏は、行田の足袋産業隆盛に尽力し、忍町町議会議員、県議会議員、参議院議員、忍町商工会議所会頭を歴任した。そうしたことから、「足袋御殿」と呼ばれた旧荒井八郎商店には、昭和21年に昭和天皇が訪れたほか、多くの政財界人が訪れ、行田の迎賓館としての役割も果たしていた。

平成7年には現在の所有者が取得し、懐石料理店「彩々亭」として生まれ変わらせ、歴史を感じさせるレトロな建物で美しい庭園を楽しみながら食事を楽しめる店舗として、令和2年まで、市内外から好評を博し、本市の歴史的景観にも寄与してきた。

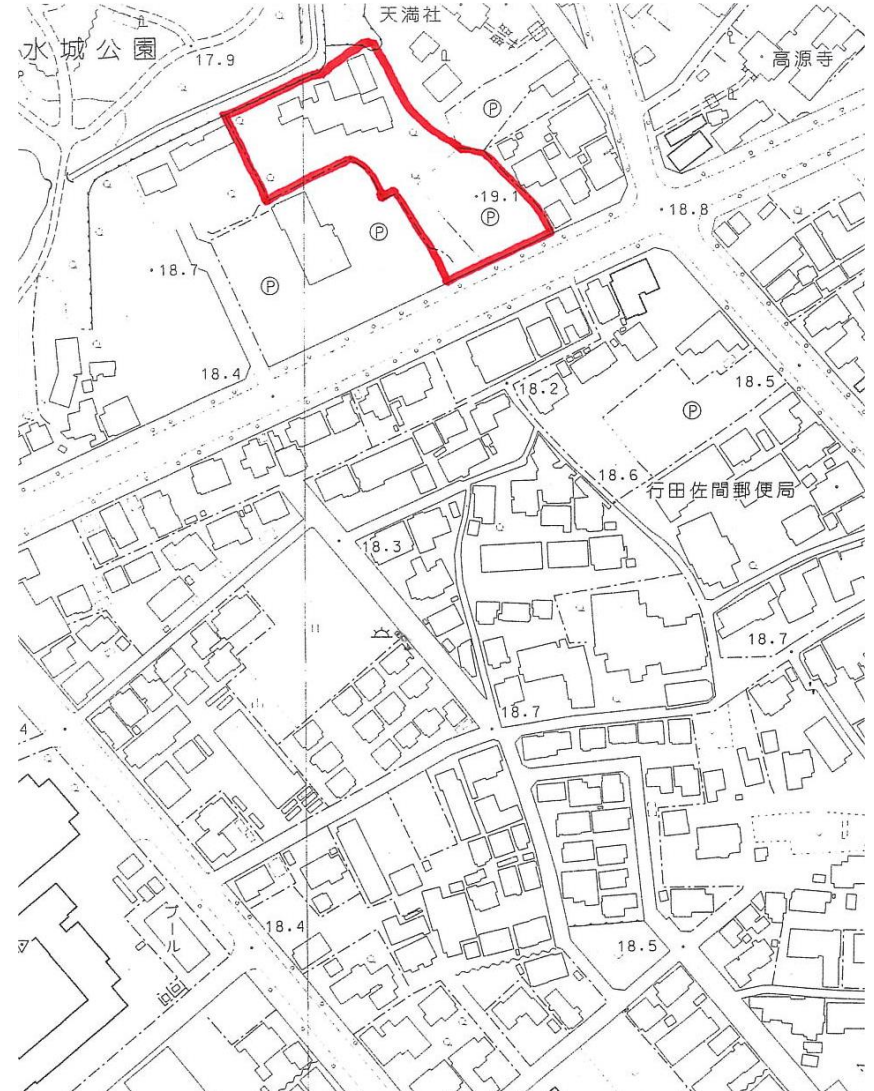


- 行田の迎賓館としての役割を担っていた旧荒井八郎商店は、本市の市史上においても市内の他の日本遺産構成資産とは一線を画している
- 滅却されれば、蘇らせることは困難であり、この貴重な文化財を次の世代へ引き継いでいくために保存する必要がある

### 3. これまでの主な経緯

- ・ R2年8月 中部自動車販売株式会社（以下、「所有者」という。）が彩々亭を休業し、以降、再開の見込みが立たない中、賃貸先又は売買先を募集していた
- ・ R4.6.8 所有者から建物の取り壊しの手続きについて市文化財保護課に問い合わせあり  
  
市文化財保護課では、文化財の保存継続を働きかけると共に、文化財を解体する場合には、市・県を通じて文化庁へ現状変更届を提出する必要がある旨を説明
- ・ R4.8.1 解体の着手時期を11月とした現状変更届が市教育委員会へ提出される
- ・ R4.8.8 提出された現状変更届を市教育委員会から埼玉県へ進達
- ・ R4.8.12 所有者へ「市としては、旧荒井八郎商店は大切な文化財であり、保存・活用したい意向である」旨を伝え、協議を打診
- ・ R4.10.13 市から所有者へ①建物等は無償譲渡、②土地は鑑定評価に基づく1㎡当たりの評価額による売買、とする譲渡案を提示
- ・ R4.11.7 市が算出した土地の1㎡当たりの鑑定評価額を所有者に伝え、その金額での譲渡を打診
- ・ R4.12.8 所有者から市が提示した鑑定評価に基づく1㎡当たりの評価額による売買で内諾を得る

## 4. 取得予定地（概況）



赤枠内が取得予定地（概況）